学術研究活動上の不正行為防止規程

（目的）
第１条　本規程は、株式会社ケアコネクトジャパン（以下「会社」という。）における学術研究活動上の不正行為の防止について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）
第２条　本規程において「研究者」とは、地域ケア経営マネジメント研究所規程第８条に定める者をいう。
2　本規程において「学術研究活動上の不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者として弁えるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。
（1）　「捏造」　データ、研究結果等を偽造してこれを記録し、又は研究の報告若しくは論文等に利用すること。
（2）　「改ざん」　研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、これにより変更・変造したデータ、結果等を用いて研究報告、論文等を作成し、又は発表すること。
（3）　「盗用」　他人のアイディア、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語を当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせずに使用すること。
（4）　その他の学術研究活動上の不適切な行為　他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなど、学術研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
（5）　上の各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害。

（規程の適用範囲）
第３条　本規程は、研究者が実施するすべての学術研究活動に適用する。

（研究者及び監督者等の責務）
第４条　研究者及び研究者を監督又は指導する職位にある者（以下「監督者等」という。）は、自ら学術研究活動上の不正行為を行い、又は他者の行う学術研究活動上の不正行為に加担してはならない。
2　監督者等は、監督又は指導する研究者に対し、学術研究活動上の不正行為

の防止に関し必要な指導等を行うこととする。
3　複数の研究者により遂行する学術研究活動において、研究代表者は、個々の研究者の役割分担及び責任を明確にするとともに、当該学術研究活動の全容を適切に把握するよう努めなければならない。

（研究倫理教育）
第5条　会社は、学術研究活動上の不正行為の防止を推進する者として、研究倫理教育責任者を置き、研究統括部長をもって充てる。
2　研究倫理教育責任者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究者に対して定期的に研究倫理教育を実施する。
3　会社は、研究倫理教育の企画・改善を含む審議等を行うため、常設の研究倫理教育委員会を設置する。

（研究不正調査委員会）
第6条　会社は、研究者によって学術研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、当該学術研究活動上の不正行為に関する調査を行うため、社長の下に研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
2　調査委員会の運営及び職務等に関し必要な事項は、研究不正調査委員会規則に定める。

（法令等の遵守）
第7条　研究者は、学術研究活動の遂行にあたり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種ルール等を遵守するものとする。

（学術研究活動上の不正行為を行った者の懲戒等）
第8条　社長は、調査委員会から研究者に学術研究活動上の不正行為が確認されたとする裁定の報告を受けた場合、当該研究者を就業規則に基づき、懲戒し、懲戒の量定に相当する量定を認定し、又は訓告等を行うことができる。
2　前項は、監督者等についても同様とする。

（学術研究活動上の不正行為を行った者に対する措置）
第9条　会社は、社長が調査委員会から研究者が学術研究活動上の不正行為が確認されたとする裁定の報告を受けた場合、不正行為が確認された研究者に対し、会社に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上

の法的措置を執ることができる。

（悪意による通報に対する措置）
第 10 条　会社は、研究不正調査委員会規則第 13 条第 10 項に定める報告を受けた場合、通報者に対し、民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

（不利益取扱いの禁止）
第 11 条　会社及び研究者は、学術研究活動上の不正行為に関し、研究不正調査委員会規則第 7 条第 1 項に定める受付窓口に通報及び相談（以下「通報等」という。）をしたことを理由として、当該通報等を行った者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報に関して、通報者に悪意が認められる場合は、この限りではない。
2　会社及び研究者は、通報等があったことを理由として、当該通報等の対象となった者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（規程の改廃）
第 12 条　本規程の改廃は、「規程管理規程」による。

附則　この規程は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
　　一部改正　平成 31 年 3 月 18 日
　　一部改正　令和　2 年 7 月 1 日
　　一部改正　令和　8 年 8 月 7 日